

# 適格消費者団体の会計について

消費者庁

# 適格消費者団体の認定要件

認定要件	主な内容
(1) 定められた法人格を有していること	■ 特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること
(2) 目的及び活動実績状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定款においてこれらの活動を行う旨の定めがあること。</li> <li>■ 差止関係業務(消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動)を最低2年間行っていること。</li> </ul> ※活動の具体事例 ①消費生活相談、助言及びあっせん、②いわゆる110番活動、③消費者被害の防止に関する研修会、講習会、シンポジウム又はセミナーの実施、④事業者の不当な行為に対する改善の申入れ、⑤事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れ、⑥消費生活に関する意見の表明又は政策提言 など
(3) 体制及び業務規程の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請者自体の社員数(会員数)について、少なくとも100人存在していること</li> <li>■ 事務処理を行うために必要な事務所等の施設物品等が確保されていること</li> <li>■ 適切な業務規程があること</li> <li>■ 団体内に必要な機関等が設置され、事務分掌や責任等について定款等において明確に定められていること</li> <li>■ 役職員等の選任及び解任の基準及び方法が適切に定められていること</li> </ul>
(4) 理事及び理事会の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理事会が置かれておりその議決方法が適切であること</li> <li>■ 理事の数のうちに占める特定の事業者の関係者の数の割合 ≤ 理事全体の3分の1</li> <li>■ 理事の数のうちに占める同一の業種に属する関係者の数の割合 ≤ 理事全体の2分の1</li> <li>■ 差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと</li> </ul>
(5) 専門的知識経験を有する者の人的体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 検討部門に消費生活の専門家及び法律の専門家が置かれていること</li> <li>■ 各組織においても、業務の適正な遂行に必要な専門的な知識経験を有する者が配置されていること</li> </ul>
(6) 経理的基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 団体の規模や想定している差止請求訴訟の件数、ボランティアの参画状況等を総合的に考慮し、差止請求関係業務の安定性及び継続性を確保する限度における経理面での基礎が確立しているか否か(明確な基準はない)</li> </ul>
(7) 差止請求関係業務以外の業務の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 差止請求関係業務以外の業務に人員や経費の配分を集中したり、社会的に妥当でない業務を行って信頼を失うなどにより、適正な差止請求関係業務を遂行することができなくなるおそれがある場合に該当しないこと</li> </ul>
(8) 欠格事由の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費者の利益の擁護に関する法律等に違反して罰金の刑に処せられた等の日から3年を経過しない、暴力団員等の支配下にある、政治団体である等に該当しないこと</li> </ul>

## 適格消費者団体の法人形態と対応する会計基準等

◎適格消費者団体として認定される団体の形態は、「特定非営利活動法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」の3形態であり、各法人に対応する会計基準等は以下の通りである。

法人名	NPO法人 (認定を含む)	一般社団法人 一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
作成義務 ○:根拠条文 ◇:計算書類	○法第28条第1項 ◇活動計算書 ◇貸借対照表 ◇財産目録 ◇事業報告	○法第123条第2項(一般社団法人) ○法第199条(一般財団法人) ◇事業報告 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇附属明細書	(左記の一般社団法人及び一般財団法人の作成義務に加え下記が追加) ○法第21条第2項 ◇財産目録 ◇キャッシュフロー、計算書
会計基準	NPO法人会計基準	一般に公正妥当と認められる会計の基準 その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。(法施行規則第21条)	公益法人会計基準
会計基準で追加された計算書類	◇財務諸表の注記	—	◇財務諸表の注記 ◇正味財産増減計算書(法人の正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示)
基準作成者	NPO法人会計基準協議会(基準策定のため全国のNPO支援センターにより結成された任意団体)	—	内閣府公益認定等委員会
会計基準の特殊性	◇特定非営利活動に係る事業の他に、その他の事業を実施している場合には、活動計算書において当該その他の事業を区分して表示しなければならない。 ◇用途が特定された寄附、現物寄附、無償によるサービスの受入及びボランティアによる役務の提供等のNPO法人と支援者との関係を、会計報告の中に積極的に取り入れること。	—	◇収支相償の原則(注1)、公益目的事業比率(注2)、公益目的支出計画などの情報の基礎とするために、貸借対照表、正味財産増減計算書に内訳を求めなければならない。

(注1) 収支相償の原則 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない

(注2) 公益目的事業費率 100分の50以上 = 公益実施費用額 / (公益実施費用額 + 収益等実施費用額 + 管理運営費用額)

(出典: NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会 中間論点整理 平成26年9月 参考資料より)

# 適格消費者団体の会計について

- ・適格消費者団体が法令等により、作成する会計関係の書類は以下の通り。
- ・作成方法等については、法律、施行規則及びガイドラインにより決められている。

	根拠法律	施行規則	ガイドライン	提出の有無 (注1)
財産目録	法第14条第2項第8号 法第31条	規則第23条	5. (2)	○
貸借対照表	法第14条第2項第8号 法第31条	規則第23条	5. (2)	○
収支計算書	法第14条第2項第8号 法第29条第2項 法第31条	規則第23条	5. (2)	○
会計簿	法第30条	規則第21条第1項第7号	5. (1) カ	
事業報告書	法第31条	規則第23条		○
調査報告書	法第31条第3項第8号	規則第23条	5. (3)	○
会費、寄附金その他これらに類するものについて、その納入、寄附その他これらに類するものをした者の氏名、住所及び職業並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定を記録したもの	法第28条第1項各号 法第30条	規則第21条第1項第9号 規則第21条第1項第8号	5. (1) ク 5. (1) キ 5. (2)	△
収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類	法第31条第3項第6号	規則第23条 規則第25条第2号		○

※1 ○印の書類は事業年度終了後3月以内に提出。認定及び期間更新に当たっては、○及び△の資料の提出を要する。

## 提出資料における各団体との対比について

団体名	財産目録	貸借対照表	収支計算書 (※1)	事業報告書	キャッシュ フロー計算書	附属明細 書(※2)	監査報告書	区分経理	会計基準	根拠法令
社団法人 財団法人		○	○	○		○	○		特に決め られてい ない	一般社団 法人及び 一般財団 法人に関 する法律
公益法人	○	○	○	○	△(※3)	○	○	○	公益法人 会計基準	公益法人 認定法
NPO 法人	○	○	○	○				○	NPO法人 会計基準	特定非営 利活動促 進法
適格消費 者団体	○	○	○	○			○(※4)	○	特に決め られてい ない	消費者契 約法

※1 収支計算書について、NPO法人においては「活動計算書」、公益法人においては「正味財産増減計算書」、社団法人及び財団法人においては「収支計算書」となっており、呼称がことなる。

※2 附属明細書は、計算書類と事業報告をより詳細に記載したものである

※3 キャッシュ・フロー計算書は、会計監査人の設置義務がある公益法人のみ作成が義務付けられている。なお、会計監査人の設置が必要なのは、正味財産増減計算書の収益の部に計上した額の合計額が1,000億円以上、正味財産増減計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額が1,000億円以上、貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上の法人である。

※4 適格消費者団体の場合は監査ではなく調査としているため、「監査報告書」ではなく「調査報告書」となる。なお、同調査報告書の作成者の資格については、規則により弁護士、司法書士、公認会計士等の資格を有している者に定められている。

## 区分経理について

◎適格消費者団体は、法及びガイドラインに基づき以下の業務に係る経理を区分し、収支計算書を作成することとなっている。

区分	内容等
差止請求関係業務	不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務。
不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務(差止請求関係業務を除く。)	<p>消費生活に関する意見の表明、消費者に対する啓発及び教育その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動が含まれる。活動を例示すると、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法第13条第3項第5号イに規定する消費生活相談、助言及びあっせん</li> <li>② いわゆる110番活動(消費生活相談や情報の収集及び提供等を目的として電話又はインターネットその他の手段により行うもの)</li> <li>③ 消費生活に関する情報の分析、評価及び提供</li> <li>④ 消費者啓発のための教材、パンフレット又はリーフレット等の開発又は作成</li> <li>⑤ 学校、地域等において行われる消費者教育への協力</li> <li>⑥ 消費者被害の救済結果に関する事例集の作成及び公表</li> <li>⑦ 消費者被害の防止に関する研修会、講演会、シンポジウム又はセミナーの実施</li> <li>⑧ 事業者の不当な行為に対する改善の申入れ</li> <li>⑨ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第60条に基づく主務大臣に対する申出など、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れ</li> <li>⑩ 消費生活に関する事項について事業者又は国若しくは地方公共団体との間で行う意見交換</li> <li>⑪ 消費生活に関する意見の表明又は政策提言</li> </ol>
前2号に掲げる業務以外の業務	上記以外の業務

※ 業務内容等については、消費者契約法逐条解説(商事法務)より抜粋

## 区分経理の比較について

◎NPO法人、公益法人、適格消費者団体については、事業ごとに区分して表示することとなり、区分経理の比較は以下の通りである。

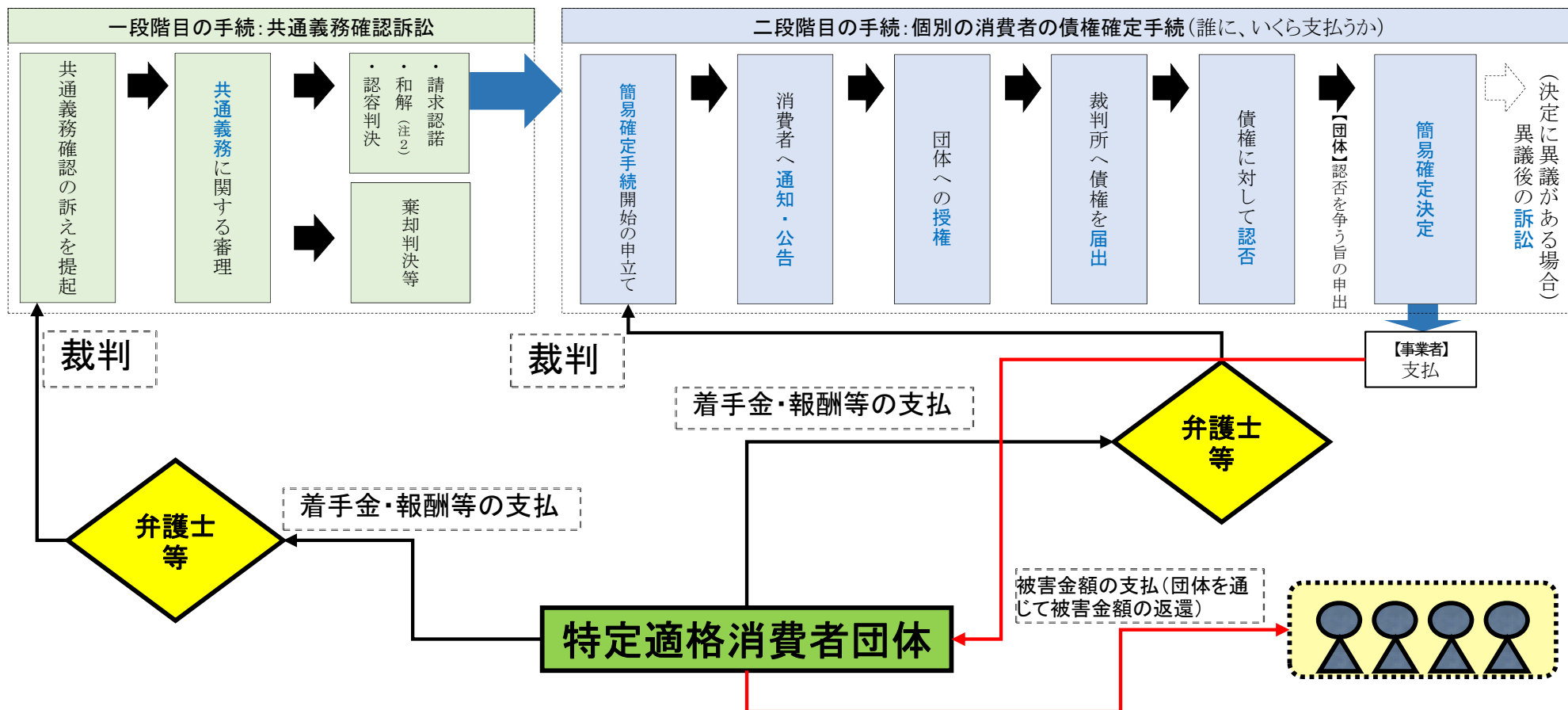
団体名	NPO法人	公益法人	適格消費者団体
区分内容	(1)特定非営利活動に係る事業 (2)その他の事業	(1)公益目的事業会計 (2)収益事業等会計 (3)法人会計	(1)差止請求関係業務 (2)不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務(差止請求関係業務を除く) (3)上記業務以外の業務
根拠法令等	特定非営利活動促進法 第5条第2項	公益法人認定法第19条	消費者契約法第29条
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定非営利活動に係る事業」とは特定非営利活動促進法第2条第1項に基づく20分野に該当する事業。</li> <li>・NPO法人会計基準23【特定非営利活動以外の事業を実施する場合の区分経理】より、活動計算書のみ区分経理が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I-18により、収益事業を行っていない場合は、貸借対照表の区分は行わなくてもよい。(正味財産増減計算書のみ区分で足りる)</li> <li>・「公益目的事業会計」、「収益事業会計」について、事業の種類ごとに詳細な区分をして記載する。</li> <li>・法人会計は管理部門を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインより5.(2)より、収支計算書について区分経理により作成することが求められている。</li> </ul>

# 特定適格消費者団体における会計処理について

## ◎課題等

- ▶ 特定適格消費者団体については、裁判手続にかかる業務を外部の弁護士等に委託することが考えられる。
- ▶ 裁判手続に要する期間が長期となることが想定され、それに応じた会計処理が必要。
- ▶ 各団体で共通の会計処理を行うことが情報開示の観点から必要。
- ▶ 現行差止請求に係る裁判については、多くはボランティアで実施している。

## ◎事務処理のイメージ





## 参考①(法人形態比較)

法人名	NPO法人(認定を含む)	一般社団法人(非営利型)(注2)	一般財団法人(非営利型)(注2)	一般社団法人(その他)	一般財団法人(その他)	公益社団法人	公益財団法人
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律				公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	
法人形態	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利
目的事業	特定非営利活動(NPO法別表の20分野)を主目的	目的や事業に制約はない。 公益事業、収益事業、共益事業等可				事業の種類(23事業)及び実施方法が公益認定の基準を満たす法人	
設立方法	所轄庁の認証後に登記して設立	公証人役場での定款(非営利性が徹底した定款)認証後に登記して設立(準則主義)		公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)		独立した委員会等の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が認定	
設立要件	社員10人以上(常時)	社員2人以上	拠出財産300万円以上	社員2人以上	拠出財産300万円以上	社員2人以上	拠出財産300万円以上
議決権	1社員1票	1社員1票	1評議員1票	1社員1票	1評議員1票	1社員1票	1評議員1票
最高議決機関	社員総会	社員総会	評議員会	社員総会	評議員会	社員総会	評議員会
役員	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事不設置可 大規模は会計監査人が必要	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事1人以上 監事不設置可 大規模は会計監査人が必要	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上
代表権	理事	理事	理事	理事	理事	代表理事	代表理事
剰余金の扱い	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない
法定設立費用(注1)	0円	11万円 (①+②) (注1)	11万円 (①+②) (注1)	11万円 (①+②) (注1)	11万円 (①+②) (注1)	0円	0円

(注1) 法定設立費用=①定款印紙代+②定款認証手数料+③設立登記登録免許税(電子認証は定款印紙代4万円不要)

(注2) 一般社団・財団法人(非営利型) 非営利性が徹底(剰余金の分配を行わない等)された法人又は共益的(社員に共通する利益を図る)活動を目的とする法人

## 参考②(法人税比較)

法人名	NPO法人(認定を含む)	一般社団法人(非営利型)(注3)	一般財団法人(非営利型)(注3)	一般社団法人(その他)	一般財団法人(その他)	公益社団法人	公益財団法人
課税対象	収益事業に係る所得	収益事業に係る所得	収益事業に係る所得	全所得	全所得	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税
法人税	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)(注4)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)(注4)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)(注4)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)(注4)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)(注4)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)(注4)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)(注4)
法人事業税[所得割]	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税	全所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税
法人事業税[外形標準課税]	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
法人住民税[均等割]	最低税率(収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	最低税率(収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	最低税率(収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	最低税率	最低税率	最低税率(収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	最低税率(収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)
法人住民税[法人税割]	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税	全所得に課税	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税
見なし寄附金損金算入限度額(注1)	認定(仮認定を除く)NPO法人に限り次のいずれか多い金額①所得金額の50%②年200万円	なし	なし	なし	なし	次のいずれか多い金額①所得金額の50%②公益目的事業の実施に必要な金額	次のいずれか多い金額①所得金額の50%②公益目的事業の実施に必要な金額
金融資産収益[法人税]	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	課税	課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税
金融資産収益[所得税(源泉徴収)](注2)	課税(あり)	課税(あり)	課税(あり)	課税(あり)	課税(あり)	非課税(なし)	非課税(なし)

(注1) みなし寄附金 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額がある場合には、その支出した金額を寄附金額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認めるもの。

(注2) 法人税の課税対象となる利子・配当等の金融資産収益については、所得税額控除又は所得税額の還付の規定の適用あり。

(注3) 一般社団・財団法人(非営利型) 非営利性が徹底(剰余金の分配を行わない等)された法人又は共益的(社員に共通する利益を図る)活動を目的とする法人

(注4) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される

# 根拠法令等①

消費者契約法（抜粋）

第十四条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～七（略）

八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下この項において同じ。）又は民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十三条第一項の決定により訴訟費用（和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

第二十九条（略）

2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 差止請求関係業務

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三十条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の状況の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 定款

二 業務規程

三 役職員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）

四 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類

五 財務諸表等

六 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 前項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

4 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項各号に掲げる書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

6 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、第三項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

## 根拠法令等②

消費者契約法施行規則（抜粋）

第二十一条 法第三十条 に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げる帳簿書類とする。

- 一 差止請求権の行使に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの
  - 二 差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要及び結果を記録したもの
  - 三 消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの
  - 四 差止請求情報提供業務の概要を記録したもの
  - 五 前各号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり
  - 六 理事会の議事録並びに法第十三条第三項第五号 の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの
  - 七 会計簿
  - 八 会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号イ（3）及び（4）において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第二十五条第一号イ（2）において「会費等関係規定」という。）を記録したもの
  - 九 法第二十八条第一項 各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの
- 2 適格消費者団体は、前項各号の帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。

第二十三条 適格消費者団体は、法第三十一条第三項 の書類を、五年間事務所に備え置かなければならない。

第二十五条 法第三十一条第三項第六号 に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 すべての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項
  - イ 会費等については、その種類及び当該種類ごとの次に掲げる事項
    - （1） 総額
    - （2） 会費等関係規定
    - （3） 納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別
    - （4） 納入等をした者（その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が五万円を超える者に限る。）の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日
  - ロ 事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
  - ハ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額
- 二 すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

# 根拠法令等③

適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（平成25年7月1日改訂）（抜粋）

## 5. 監督

### (1) 帳簿書類（法第30条関係）

- ア 法第30条に規定する帳簿書類は、マイクロフィルム、フロッピーディスクその他の電子媒体により作成又は保存をすることができるものとする。
- イ 規則第21条第1項第1号に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が差止請求権を行使した事案ごとに作成され、おおむね以下の事項が時系列的に記載されていなければならない。
- ① 交渉の相手方の氏名又は名称
  - ② 事案の概要及び主な争点
  - ③ 交渉日時（法第41条第1項に規定する書面を送付した場合の発送日を含む。）、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）
  - ④ 交渉担当者（同席者等を含む。）
  - ⑤ 交渉内容及び相手方の対応
- ウ 規則第21条第1項第2号に規定する「当事者となった場合」とは、適格消費者団体が法的手続を起こした場合と起こされた場合の双方を含む。同号に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が法的手続の当事者となった場合ごとに作成され、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。
- なお、第1号（上記イ関係）の相手方との交渉を経て、第2号の訴えの提起等に至った場合には、その旨⑥の冒頭に付記するものとする。
- ① 訴え提起等の相手方の氏名又は名称
  - ② 事案の概要及び主な争点
  - ③ 法的手続の種類
  - ④ 訴え提起等の日
  - ⑤ 係属裁判所（部）
  - ⑥ 訴え提起等後の経緯及び結果
- エ 規則第21条第1項第3号及び第4号に規定する帳簿書類は、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。
- ① 当該業務をした日時、場所及び方法
  - ② 当該業務をした結果
- オ 規則第21条第1項第5号に規定する「関係資料」とは、例えば、差止請求に係る相手方との交渉の際の手控え、適格消費者団体が訴訟の当事者となった場合の訴状、準備書面その他の関係する書面、消費者被害情報収集業務や差止請求情報提供業務を実施した際の手控え等が該当する。
- カ 規則第21条第1項第7号に規定する「会計簿」とは、適格消費者団体の資産及び負債並びに収入及び支出に関する取引を記載したものをいい、例えば、仕訳帳、総勘定元帳、残高試算表、精算表等の書類が該当する。また、領収書などの証憑書類については、できる限り分類して保存しておくことが望ましい。
- キ 規則第21条第1項第8号に規定する「会費、寄附金その他これらに類するもの」（会費等）とは、法人の社員として社員総会における表決権を有する者のほか、定款等に基づき当該団体の会員とされる者の地位に基づき納入等されるもの（会費）及び納入等をする者の任意に基づき直接の反対給付がなく納入等されるもの（寄附金）その他これらに類するものをいい、「正会費」「賛助会費」「支援金」「カンパ」「賛同金」など名称の如何を問わない。同号に規定する帳簿書類は、会費等について、同項第7号に規定する会計簿とは別途、同項第8号に規定する内容の明細を記録したものをいう。
- ク 規則第21条第1項第9号に規定する帳簿書類は、法第28条第1項各号に規定する財産上の利益の受領について、規則第21条第1項第7号に規定する会計簿とは別途、作成されたものをいう。
- ### (2) 財務諸表等（法第31条第1項及び第5項関係）
- 法第31条第1項に規定する収支計算書は、法第29条第2項に規定するところにしたがい、区分して作成しなければならない。また、法第28条第1項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況が明瞭に記載されていなければならない。
- 法第31条第5項に規定する「正当な理由がある場合」とは、例えば、同一の請求を合理的な理由もなく繰り返すなど、当該請求が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該適格消費者団体に損害を加える目的でされる場合や、請求が集中することにより当該適格消費者団体の業務活動に支障が生ずるなどの場合が該当する。
- ### (3) 調査（法第31条第2項関係）
- 規則第22条第1項に規定する「職業及び経歴」とは、例えば、株式会社の監査役として監査に関する事務に従事した経歴や国又は地方公共団体の職員として会計検査又は監査に関する事務に従事した経歴等をいい、「その者の有する資格」とは、例えば、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の資格をいう。また、調査実施者の選任及び解任は、業務規程において定める基準及び手続にしたがってされなければならない。
- なお、法第31条第3項第8号に規定する調査報告書は、調査の方法及び結果を記載し、作成者が署名又は記名押印したものでなければならない。

# 根拠法令等④

## 特定非営利活動促進法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

## 別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

## 根拠法令等⑤

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）  
（計算書類等の作成及び保存）

第百二十三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 一般社団法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

第百九十九条 前章第四節（第百二十一条第一項後段及び第二項並びに第百二十六条第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百二十一条第一項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、及び第百二十九条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、第百二十五条中「社員に」とあるのは「評議員に」と、第百二十九条第一項及び第二項中「第五十八条第一項」とあるのは「第百九十四条第一項」と、同条第三項ただし書中「第二号」とあるのは「債権者が第二号」と読み替えるものとする。

# 根拠法令等⑥

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）  
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

（収益事業等の区分経理）

第十九条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第二十一条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 財産目録
- 二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）
- 三 第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業